

豊川市監査公表第43号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年12月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

別 紙

## 定例監査の結果に関する報告

### 1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
議会事務局	議 事 課	平成26年4月 1日 ～同年8月31日	平成26年10月17日 ～同年11月25日

### 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

#### 重点項目

- (1) 補助金・交付金に関する事務について

#### 一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 公金の取扱事務について
- (6) 庶務その他事務について

### 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

#### 【議会事務局議事課】

#### (1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

- (ア) 市議会議員の報酬及び期末手当を資金前渡による方法で支給しているが、人事課の給与システムを利用するなど、会計管理者が指定金融機関に通知して行う通常の口座振替による支給方法を検討されたい。
  
- (イ) 議会中継映像配信業務について、1社による随意契約を締結しているが、競争原理を採り入れた契約ができないか検討されたい。